

長浜市選挙管理委員会告示第26号

令和8年2月8日執行の長浜市長選挙における公職選挙法施行令（昭和25年法律第89号）第50条第1項又は第2項に規定する不在者投票用紙及び投票用封筒について、交付場所及び期間を次のとおり定める。

令和8年2月1日

長浜市選挙管理委員会委員長 河崎 顯了

1 場所	長浜市八幡東町632番地 長浜市木之本町木之本1757番地2	長浜市役所本庁不在者投票所 長浜市役所北部合同庁舎不在者投票所
2 期間	令和8年2月2日から2月7日までの 毎日午前8時30分から午後8時まで	

ただし、郵便によるものについては令和8年2月1日から交付開始